



JAMHSW 発第21-15号
2021年4月13日

厚生労働大臣
田村憲久様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子

横浜市における不適切な生活保護申請対応を受けた 今後の生活保護行政の改善・再発防止に関する要望

平素より精神保健福祉の向上にご尽力くださり、厚くお礼申しあげます。

さて、貴省でもご認識のとおり、コロナ禍は、元々生活基盤が不安定であった人々にもっとも深刻な打撃を与え、その困窮の度合いは増すばかりとなっています。そのような現状下にあって今般明るみに出た横浜市神奈川区役所における「水際作戦」のごとき申請を抑制する事態はセーフティーネットの崩壊に直結するものであり、許されることはございません。

対応した職員が福祉専門職であったとの報道を、ソーシャルワーカーの専門職団体である本協会は大きな衝撃をもって受けとめ、改めてソーシャルワーカーの専門性を顧み、人権感覚を鍛える必要を感じております。しかし、福祉専門職であっても水際作戦のような不適切な行政対応を許容してしまう構造上の問題の改善が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

つきましては、今後の再発防止等の措置に関し、下記のとおり要望いたします。

記

1. 原因の究明と適切な運用の確保について

不適切な対応が生じてしまった背景として、職員の知識不足、誤った運用の組織内共有等、様々な可能性が考えられます。しかし未だ原因が精査されたとは言えず、他の自治体でも同様の状態にある可能性は否定できません。同時に、生活保護行政は均てん化されるべきであるにも関わらず、自治体間の運用差も解消されていません。

また、生活や生命に直結する極めて重要な制度であるにも関わらず、権利侵害を予防する実効的な仕組みがありません。

【要望事項】

- (1) 徹底した原因究明と分析、そして再発防止策について早急に着手してください。
- (2) 速やかに各自治体に向けた実態調査を行って結果を公表し、必要な是正措置を講じてください。
- (3) 全国統一された、正しく分かりやすい「重要事項説明資料」を作成し、その使用を義務化してください。
- (4) 個別の面接は、来談者が拒んだ場合を除き行政側でも録音することを原則にしてください。情報を正確に把握し、面接対応の品質向上に役立てるためであり、職員の不当な言動を防ぐとともに、職員の身を守ることにもなります。そのためのICレコーダーの費用は、国が負担してください。
- (5) 面接には、他の部署や機関の福祉職を含む支援者が立ち会えることを明確にするとともに、支援者がいないときに本人が希望すれば福祉または法律の専門職を派遣する制度を作ってください。
- (6) 相談者、利用者、支援者などからの福祉行政に関する苦情の受付、行政との仲介、改善要望等を行う第三者機関を設置してください。

2. 生活保護ケースワーカーの量と質の確保について

一部自治体において特に深刻であることは周知のことですが、ケースワーカー数の不足によって現場は疲弊し、必要十分な教育を受けることができていません。

また、個人の資質が向上しても、組織に属する者として、上司等からの不適切な圧を感じると適切に行動できません。たとえば今般のような不適切対応が組織的に求められたとすれば、そのことに声を上げて是正につなげることは極めて困難です。

【要望事項】

- (1) ケースワーカー現業員、査察指導員の人員配置基準を、現在のような標準数ではなく、法的拘束力を持つ基準に戻すとともに、会計年度職員をはじめ常態的な非正規職員の多用に歯止めをかけてください。
- (2) ケースワーカー、査察指導員の人事費と事務費が、使途を限定しない地方交付税交付金の一部として自治体に交付される現状を改め、義務教育費国庫負担制度等と同様にその全額か、少なくとも保護費と同じく4分の3を国庫負担としてください。
- (3) 生活保護、児童福祉をはじめとする福祉分野については、中途採用を含み福祉職として職員を採用することを促進してください。
- (4) 着任前及び一定期間ごとに、制度や倫理を網羅した全国統一フォーマットによる研修の受講を義務化し、的確な知識と誇りを持って職務に取り組めるようにしてください。講師には、貧困問題等を専門とする外部人材、生活保護を利用する当事者等を活用してください。
- (5) 業務の特殊性を踏まえ、パワーハラスメント防止、ストレスチェック等の一般施策に加えて、制度的な身分保障と、職員が悩みを安心して話せる相談先の確保、外部からのヒアリング・組織診断など、職場風土の改善・向上に役立つ仕組みの導入

を検討してください。その際には、専門職団体や福祉行政に関する第三者機関の利用もありうると考えます。

(6) 地区担当のケースワーカーの経験・力量の差をカバーし、過重負担、孤立を防ぐため、1つの地区をできる限り男女のペアで受け持つ方式の当否を研究してください。このことは、利用者が異性のときに生じる問題や個別の相性が合わない場合の対処にもなります。

3. 生活保護制度の周知・広報について

世間一般にも生活保護への偏見、誤解等が根強く残っており、制度利用の妨げになっています。申請主義が原則となっていますが、このような状況では適切に申請に至る意思決定ができず、コロナ禍においては特に事態は深刻です。

【要望事項】

- (1) 当面、国の責任において制度周知、申請勧奨等の広報をテレビ、新聞、ネット等の広告を含めて、強力に進めてください。
- (2) 各自治体にも積極的な広報施策を求め、将来的には義務付けてください。
- (3) 生活保護の申請用紙を、相談窓口と福祉関係機関に備え付けるとともに、厚生労働省や各自治体のホームページからダウンロードできるようにしてください。

以上

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局（木太）

〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@jamhs.w.or.jp